

総合地質 (General Geology)

目的と理念

総合地質 (General Geology) は、特定非営利活動法人「北海道総合地質学研究センター」が発行する電子ジャーナルであり、同センターの会員および同センター編集委員会が承諾した非会員による地質学とその関連分野の研究成果を公表し、同センターに所属する会員ばかりではなく、広く地球科学に興味をもつ広範な人達に新たな情報と議論の場を提供する。また、これをもって地質学と関連科学の発展および研究者の育成に寄与することを目的とする。本ジャーナルは、層位学、古生物学、岩石学、テクトニクス、鉱物学、鉱床学、応用地質学、地学教育、地学史、およびそれらの関連領域をカバーする。

編集委員会

君波和雄 (代表) , 松田義章, 宮下純夫, 岡 孝雄

「総合地質」の投稿・編集・出版規則

1. 編集委員会

編集委員会を構成する編集委員は、専門分野を考慮し、理事会の議をへて決定される。編集委員のうちの1名を編集代表者とする。

2. 発行時期と回数

年2回(10月と4月)発行する。原稿受付の締め切りは、10月発行については8月末、4月発行については2月末とする。

3. 投稿資格

北海道総合地質学研究センターの会員とともに、同センターの編集委員会が執筆を依頼した非会員、および同センター編集委員会が承諾した非会員が投稿資格を有する。なお、投稿を希望する非会員は、その旨、編集委員会に連絡する。

4. 「総合地質」の内容

- ・論説：研究論文としての体裁と内容を備えた報告記事
- ・総説：特定の分野に関する総括・解説
- ・ノート：技術・手法の紹介
- ・報告・資料：データや地質、産状などに関する議論を含まない報告記事
- ・討論：上記の報告・解説・紹介記事に対する学術的な討論

5. 投稿原稿の提出

- a. 提出先：journaledit@hrcg.jp
- b. 随時受け付ける。
- c. 本文と図表類を以下の7と8に従って、投稿カードとともに添付ファイルで提出する。全ファイルの容量が30MBを超える場合には、複数に分割して提出する。

6. 投稿原稿の審査・査読と採否

- a. 編集委員会は、受け付けた原稿を審査・査読し、掲載の可否を速やかに決める。
- b. 編集委員会は、査読を編集委員以外の同センター会員もしくは外部の第三者に依頼することがある。
- c. 編集委員会は、投稿原稿に対して著者に修正を求めることがある。
- d. 著者は査読結果を受け取ってから1ヶ月以内に修正原稿を提出する。

7. 原稿のスタイルと構成

- a. 本文(日本語要旨、文献リスト、図のキャプションを含む)は、日本語もしくは英語とし、電子ファイル(ワード)で提出する。文字サイズは12ポイント、行間はシングルスペースとする。
- b. 句読点は、それぞれ全角の()と()を用いる。ローマ字と数字は、半角文字とする。
- c. 原稿にはすべて英語の表題と著者名のローマ字書きを添える。
- d. 論説と総説には、400字以内の日本語要旨をつける。なお、日本語要旨とともに、英語要旨の掲載を希望する場合には、要旨の長さを300語以内とする。
- e. 英語原稿の場合には、日本語のタイトル、著者名、日本語要旨を不要とする。
- f. 論説と総説には、英語のKeywords(6件以内)をつける。
- g. 論説(日本語原稿)の構成の一例
和文タイトル、英文タイトル、著者名、ローマ字の著者名、所属(和文と英文)、Corresponding authorのメールアドレス、日本語要旨、Keywords、はじめに、地質、概説、結果、考察、まとめ、謝辞、文献、キャプション(日本語もしくは英語)、(英文要旨)
- h. 見出しの階層
記号無し→1.→1)→ a.

総合地質規則

- i. 文献リストは、基本的に地質学雑誌の文献リストに従うが、和文論文の著者名のローマ字書き、雑誌等の英字表記は不要。
- j. 体裁の統一および割り付けのために、編集委員会で原稿に手を加えることがある。

8. 図表

- a. 図は、図ごとに別ファイルを作成し、通し番号をつけて、画像ファイル（jpg もしくは tif）で提出する。
- b. 表は、電子ファイル（エクセルもしくは jpg や tif などの画像ファイル）で提出する。

9. 著作権について

「総合地質」に掲載された論説・解説・資料・紹介記事の著作権は、著者にある。

10. 掲載された論説・解説・資料・紹介記事の商業的利用に関して

「総合地質」に掲載された諸記事もしくはその一部の商業的な利用に関しては、編集委員会に利用申請をおこなう。編集委員会は、著者の意向を確認し、利用の可否と利用条件を利用申請者に伝える。

11. 本規則は、必要に応じて理事会の承認のもとに、適宜改定される。

12. 本規則は、2017年5月7日から施行する。